

は じ め に

平成 15(2003)年度の当研究所の業績がまとまりましたので、お届け致します。

本年度を振り返りますと、札幌市の大きな出来事として、4 月統一地方選挙で市長・市議会議員選挙がありました。この選挙では 3 人の候補に票が分かれて市長は決まらず、6 月の再選挙で上田文雄市長が選出され、新体制がスタートしました。

食品衛生の分野では、我が国の食品の安全確保を目的に 7 月に食品安全基本法が施行され、内閣府に食品安全委員会が設置されました。これに関連して、8 月末には「食品衛生法等の一部を改正する法律」と「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されました。前者では、食品の安全確保のために国、地方自治体、食品関連業者、消費者等の責務や役割について規定され、残留農薬の新たな基準や残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止する措置(ポジティブリスト制)等が導入されます。後者では、食品の健康保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示の禁止等が盛り込まれました。当所の新たなこととしては、年度内に遺伝子組換え食品検査体制が整備されました。

感染症の分野では、昨年度末に全世界を揺るがした新型肺炎(SARS)は、平成 15(2003)年 7 月 5 日に WHO から終息宣言が出されて一段落しました。しかし、これを契機に「改正感染症法」と「改正検疫法」が 10 月 16 日公布され、11 月 5 日施行されました。これにより国内感染症対策と水際対策としての検疫が強化され、動物由来感染症を防ぐために、原因となる動物の輸入規制・駆除措置が設定されました。感染症類型では、1 類感染症に新型肺炎と痘そうが加わり、4 類感染症は 4 類(動物由来感染症など)と 5 類(発生動向調査対象感染症)に細分化され、それぞれに感染症の追加と変更がなされました。また、年度末の平成 16(2004)年 1~2 月には山口、大分、京都で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。幸いベトナムやタイなどとは異なり人への感染には至りませんでした。農林水産省・厚生労働省両関係機関の連携の重要性を喚起する大きな事件となりました。

マス・スクリーニングの分野では、死亡率減少効果に議論があることと発見例中に過剰な検査・治療が行われる例があるとの 8 月の神経芽細胞腫マス・スクリーニング検討委員会答申を受け、国は平成 15(2003)年度をもって生後 6 カ月スクリーニングの休止を決定しました。札幌市ではこれまでの実績をもとに、来年度から生後 6 カ月スクリーニングは中止し、平成 3(1991)年から本市独自に行ってきた生後 14 カ月スクリーニングに一本化して継続し、その有効性をさらに検証してまいります。

恒例の「衛研展」は、8 月 30、31 日札幌市の普及啓発イベントとして開催された「健康さっぽろ 21 フェスタ」に参加する形で行われました。JICA 関連業務では、8 年目を迎えた都市型水質汚濁防止検査技術研修が、アジア、中近東、中米、アフリカから 6 名の研修生を迎え、5 月 26 日から 7 週間行われました。また、13 年目の新生児マス・スクリーニング研修は 11 月 4 日から 7 週間行われ、中南米、アジア、アフリカからの研修生 8 名は無事研修を終え、クリスマス直前に帰国しました。

このような一年を思い出す中、年報 31 号が完成致しました。どうぞ高覧の上、ご忌憚のない意見を賜れば幸いです。また、当衛生研究所の運営に関し、今後とも、ご指導ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。

平成 16(2004)年 11 月

札幌市衛生研究所
藤田晃三